

7 補助金交付に関するスケジュール

	対象年度												翌年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
①軽減状況調書の提出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
②補助金交付申請、実績報告のご案内											●									
③補助金交付申請												●								
④補助金交付の決定												●								
⑤補助金の支払い（振込み）													●							
⑥実績報告													●							
⑦補助金交付額の確定														●						

各項目の説明

- ① 軽減状況調書の提出：利用者負担額の軽減が発生した月ごとに軽減状況調書を提出してください。サービス提供月の翌月5日までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。
- ② 補助金交付申請、実績報告のご案内：2月下旬に武蔵村山市から各事業者へ補助金交付申請及び実績報告の提出依頼をします。
- ③ 補助金交付申請：4月から翌年の3月までに行われる軽減予定額を取りまとめて提出をしてください。※1、2、3月分の軽減額については見込額にて申請をしてください。
- ④ 補助金交付の決定：補助金交付申請をもとに3月下旬に武蔵村山市から各事業所へ補助金交付決定通知を送付します。
- ⑤ 補助金の支払（振込み）：補助金の支払い（振込み）は翌年度4月から5月中となります。
- ⑥ 実績報告：前年度に行われた軽減実績を取りまとめて提出をしてください。
- ⑦ 補助金交付額の確定：提出された実績報告をもとに武蔵村山市から各事業所へ補助金交付額確定通知を送付します。なお、補助金確定額が補助金交付額を下回った場合、補助金の返還をしていただく必要がありますので、武蔵村山市から送付する納付書にて返還することになります。

⑧